

第二審判登録について

所属する都道府県協会以外で審判活動を行う場合は、「第二審判登録」として所属する都道府県協会に対し「**JBA 公認審判員 第二審判登録申請書**」を提出し、あわせて第二審判登録をする都道府県協会の承認を得て手続きを完了します。

- ① 所属の都道府県協会ですら該年度の登録手続きを終えている者に限る。
- ② 他の都道府県協会に第二審判登録ができる期間は、第二審判登録をする都道府県協会審判委員会の承認日から当該年度最終日（3月31日）までとする。
- ③ 一時的な活動（練習ゲームや単発的な審判派遣）ではなく、年間を通して他の都道府県で多くの審判活動を行うことが予想される、または希望する場合、予め「第二審判登録」を行うこと。

例：東京都に所属し審判活動しているが、千葉県のバスケットボールチームに所属する子供のチーム帯同審判としても、年間を通じて千葉県で審判活動を行いたい。

例：愛知県に所属しているが、転勤のため1年間のみ福岡県に単身赴任となった。愛知県に戻る予定があるため移籍はしないが、できれば両方の県で審判活動を続けたい。

<第二審判登録申請手順>

1. 所属する都道府県協会以外での審判活動（通年）を希望する者は、「JBA 公認審判員 第二審判登録申請書」の本人記入欄に、申請理由等の必要事項を記入し、現所属先都道府県協会審判長へ提出する。（Eメール添付可）
2. 現所属先審判長は、記入内容を確認後、承認の署名（デジタル署名・印 可）を行い、本申請書を第二登録先都道府県協会審判長へ送付する。（Eメール添付可）
3. 第二登録先都道府県協会審判長は、申請書内容を確認後、受入れの可否を現所属の都道府県協会審判長および本人へ通知をする。
4. 受け入れ可能の場合は、以降の活動に際しての諸連絡等を希望者本人に通知する。